

ロシア・ルーブル建てゼロクーポン社債

2029年6月28日満期(10年債)

利回り/年

6.574%

売出価格

額面金額の
52.90%

(注1) 利回りはロシア・ルーブルベースです。
(為替・税金の考慮をしております)
(注2) 利回り計算は1年複利です。

売出期間

2019年6月3日(月)
～ 6月26日(水)

売出要項

- 発行体** ▶ クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク
- 発行体格付** ▶ A1 (Moody's) / A+ (S&P) / A+ (Fitch)
(注) 本信用格付は、本邦において信用格付業者として登録していない格付業者が付与した格付です。
- 売出価格** ▶ 額面金額の 52.90%
- 償還価格** ▶ 額面金額の 100.00%
- お申込単位** ▶ 額面 100,000 ロシア・ルーブル以上、
100,000 ロシア・ルーブル単位
- 売出期間** ▶ 2019年6月3日～2019年6月26日
- 発行日** ▶ 2019年6月27日
- 受渡日** ▶ 2019年6月28日
- 償還日** ▶ 2029年6月28日

ゼロ・クーポン債とは

利率が0.00%である代わりに、発行価格(売出価格)が額面より低く設定されている債券です。額面金額の100%で償還されるため、発行価格(売出価格)と額面金額の差額を償還差益として得られます。また、償還前の価格は、金利の変動率等により上下しますが、満期までの期間が短くなるにつれ、おおむね上昇していきます。

お客様のご負担となる費用

- 外貨建て債券を募集・売出し等により、または当社との相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。
- 外貨建て債券の売買、償還等にあたり、円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて当社が決定した為替レートによるものとします。

外貨建て債券のリスク

- ① **価格変動リスク**：途中売却の場合には、売却時の債券市況や金利水準等により、債券の売却価格が変動し、ロシア・ルーブルベースの買付価格を下回ることがあります。
- ② **金利変動リスク**：金利の上昇等による債券価格の下落により、損失を被ることがあります。
- ③ **為替変動リスク**：為替相場の変動により、円によるお受取り金額は増減し、損失を被ることがあります。
- ④ **発行者の信用リスク**：発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、元本や利息の支払能力(信用度)が変化し、損失を被ることがあります。
- ⑤ **カントリーリスク**：通貨当事国の政治情勢等の影響を受け、損失を被ることがあります。
- ⑥ **流動性リスク**：途中売却の際、換金が困難な場合や不利な価格となり損失を被ることがあります。

お取引にあたっての注意事項

- 「契約締結前交付書面」、「発行登録追補目論見書」をご確認、ご理解のうえ、ご自身の判断でお申込み下さい。
- 個人のお客様の場合、償還差損益・譲渡損益は申告分離課税の対象となります。
今後、税制当局により税制について新たな変更が行われた場合は、それに従うこととなります。
- 「外国証券取引口座」の開設が必要となり、外国証券取引口座管理料《年間3,240円(税込み)》が必要となります。
- 本社債は外貨建て債券で、償還金のお受取りは、原則償還日から起算して4営業日目以降となります。
- お客様の当社への払込は2019年6月27日が最終日となります。
- 本社債のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません。
- 原則として、売出期間中のキャンセルはできませんので予めご了承ください。

■ 目論見書のご請求は…

安藤証券

商号等：安藤証券株式会社 金融商品取引業者
東海財務局長(金商)第1号
加入協会：日本証券業協会

当資料に記載の格付けを行っている格付会社は「無登録格付業者」となりますので、当該格付は「無登録格付」となります。詳細は、下記「無登録格付に関する説明書」をご参照ください。

無登録格付に関する説明書

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

○登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

○格付け業者について

スタンダード&プアーズ(S&P)	ムーディーズ(Moody's)	フィッチ(Fitch)
<p>○格付会社グループの呼称等について 格付会社グループの呼称：S&Pグローバル・レーティング(以下「S&P」と称します。) グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社(金融庁長官(格付)第5号)</p> <p>○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ(https://www.standardandpoors.com/ja_JP/web/guest/home)の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」(https://www.standardandpoors.com/ja_JP/web/guest/regulatory/unregistered)に掲載されております。</p> <p>○信用格付の前提、意義及び限界について S&Pの信用格付は、発行体または特定の債務の将来の信用力に関する現時点における意見であり、発行体または特定の債務が債務不履行に陥る確率を示した指標ではなく、信用力を保証するものではありません。また、信用格付は、証券の購入、売却または保有を推奨するものでなく、債務の市場流動性及び流通市場での価格を示すものでもありません。 信用格付は、業績や外部環境の変化、裏付け資産のパフォーマンスやカウンターパーティの信用力変化など、さまざまな要因により変動する可能性があります。 S&Pは、信頼しうると判断した情報源から提供された情報を利用して格付分析を行っており、格付意見に達することができるだけの十分な品質および量の情報が備わっていると考えられる場合にのみ信用格付を付与します。しかしながら、S&Pは、発行体やその他の第三者から提供された情報について、監査、デューデリジェンスまたは独自の検証を行っておらず、また、格付付与に利用した情報や、かかる情報の利用により得られた結果の正確性、完全性、適時性を保証するものではありません。さらに、信用格付によっては、利用可能なヒストリカルデータが限定的であることに起因する潜在的なリスクが存在する場合もあることに留意する必要があります。 この情報は、平成30年5月1日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。 詳しくは上記S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。</p>	<p>○格付会社グループの呼称等について 格付会社グループの呼称：ムーディーズ・インベスターズ・サービス(以下「ムーディーズ」と称します。) グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：ムーディーズ・ジャパン株式会社(金融庁長官(格付)第2号)</p> <p>○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ(ムーディーズ日本語ホームページ(https://www.moody.com/pages/default_ja.aspx))の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページにある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されております。</p> <p>○信用格付の前提、意義及び限界について ムーディーズの信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについての、現時点の意見です。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。信用格付は、流動性リスク、市場リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。また、信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではありません。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、明示的、黙示的を問わず、いかなる保証も行っておりません。 ムーディーズは、信用格付に関する信用評価を、発行体から取得した情報、公表情報を基礎として行っております。ムーディーズは、これらの情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、格付の過程で受領した情報の正確性及び有効性について常に独自の検証を行うことはできません。 この情報は、平成30年5月1日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。 詳しくは上記ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。</p>	<p>○格付け業者グループの呼称等について 格付業者グループの呼称：フィッチ・レーティングス(以下「フィッチ」と称します。) グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社(金融庁長官(格付)第7号)</p> <p>○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について フィッチのホームページ(http://www.fitchratings.co.jp/web/)の「規制関連」セクションにある「格付方針等の概要」に掲載されております。</p> <p>○信用格付の前提、意義及び限界について フィッチの格付は、所定の格付基準・手法に基づく意見です。格付はそれ自体が事実を表すものではなく、正確又は不正確であると表現し得ません。信用格付は、信用リスク以外のリスクを直接の対象とはせず、格付対象証券の市場価格の妥当性又は市場流動性について意見を述べるものではありません。格付はリスクの相対的評価であるため、同一カテゴリーの格付が付与されたとしても、リスクの微妙な差異は必ずしも十分に反映されない場合もあります。信用格付はデフォルトする蓋然性の相対的序列に関する意見であり、特定のデフォルト確率を予測する指標ではありません。 フィッチは、格付の付与・維持において、発行体等信頼に足ると判断する情報源から入手する事実情報に依拠しており、所定の格付方法に則り、かかる情報に関する調査及び当該証券について又は当該法域において利用できる場合は独立した情報源による検証を、合理的な範囲で行いますが、格付に関して依拠する全情報又はその使用結果に対する正確性、完全性、適時性が保証されるものではありません。ある情報が虚偽又は不当表示を含むことが判明した場合、当該情報に関連した格付は適切でない場合があります。また、格付は、現時点の事実の検証にもかかわらず、格付付与又は据置時に予想されない将来の事象や状況に影響されることがあります。 信用格付の前提、意義及び限界の詳細にわたる説明については、フィッチの日本語ウェブサイト上の「格付及びその他の形態の意見に関する定義」をご参照ください。 この情報は、平成30年5月1日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記フィッチのホームページをご覧ください。</p>